犬猫ライフ西条会則

（名称）

第１条　本会は、犬猫ライフ西条と称し、愛媛県西条市に置く。

（目的）

　第２条　本会は、保健所や動物愛護センターに収容された犬猫の殺処分を減らしたいとの思いを持つ市民の情報交換を図り、広め、協力して取り組む活動により命の大切さを伝え、人と動物が共生できる社会の実現を目指す。

（事業）

　第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 保健所や動物愛護センターに収容される犬猫を減らすための事業
2. 保健所や動物愛護センターに収容されている犬猫の里親探し事業
3. 保護犬猫の譲渡会の開催事業
4. 犬猫の適正飼養・終生飼養の啓発事業
5. 殺処分される犬猫を減らすため、行政や団体への働きかけと連携事業

（会員）

第４条　本会の会員は次のとおりとする。

1. 本会の目的に賛同し、会議における議決権を有する。
2. 会員は任意に退会することができる。
3. 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に反する行為があった時は除名することができる。

（役員）

　第５条　この会は次の役員を置く。

1. 代　表　１名
2. 副代表　１名
3. 会　計　１名
4. 監　事　１名

（役員の選出）

　第６条　役員は総会で会員の中から選出する。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

1. 代表は、この会の運営全般を総括する。
2. 副代表は、代表の指示により代表の任務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を処理する。
4. 監事は、この会の会計と活動状況を監視し、総会で報告する。
5. 役員の任期は１年とする。ただし再任は妨げない。

（会議）

第８条　本会の会議は総会、役員会とする。

1. 本会の会員により構成する総会を年１回開催する。
2. 代表が必要と認めたときおよび会員の過半数の要請があるときには臨時総会を開催する。
3. 役員会は、会員で構成し、必要に応じて開催する。
4. 議決は、出席者の３分の２の賛成により決定する。

（会計）

第９条　本会の収入は会費、寄附金、その他とする。

1. 本会の収支決算は、年度終了後に監査報告をつけて総会の承認を受ける。
2. 本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（附則）

　この会則は、令和５年９月１日から施行する。